

経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 28 条第 1 項)

令和 8 年 1 月

のと共栄信用金庫

目 次

はじめに	1
1. 経営強化計画の実施期間	2
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	2
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策	2
イ. 地域経済の現状	2
ロ. 新型コロナウイルス感染症の影響	3
ハ. 能登半島地震等の影響	3
ニ. 当金庫の基本的な取組姿勢	4
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	5
イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	5
ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	7
ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策	7
(3) 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況および新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策	9
イ. 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況	9
ロ. 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策	11
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	15
イ. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	15
ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策	15
ハ. 早期の事業再生に資する方策	15
ニ. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	16
3. 信金中央金庫に引受を求める優先出資に関する事項	17
(1) 優先出資の金額・内容	17
(2) 金額の算定根拠および当該自己資本の活用方法	17
イ. 必要資本額の根拠	17
ロ. 当該自己資本の活用方針	18
4. 収益の見通し	19
5. 剰余金の処分の方針	19
6. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	20

(1) 経営管理に係る体制および今後の方針	20
イ. ガバナンス体制	20
ロ. 経営強化計画の進捗管理	21
(2) 法令等遵守態勢（内部通報制度を含む。）および今後の方針	21
(3) 業務執行に対する監査または監督の体制および今後の方針	22
イ. 内部監査体制	22
ロ. 外部監査体制	22
(4) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）および市場リスクの管理 を含む各種のリスク管理の状況ならびに今後の方針	23
イ. 信用リスク管理	23
ロ. 市場リスク管理	23
ハ. 流動性リスク管理	24
ニ. オペレーショナル・リスク管理	24

はじめに

のと共栄信用金庫（以下「当金庫」という。）の前身は、大正4年5月24日に105人の組合員による「無限責任七尾興産信用組合」の設立にさかのぼります。

大正3年の春頃、拠点である七尾市では小口高利貸金業や高利無尽業などが勃興し、町に弊風が拡がりつつあり、巷は大戦景気で物価高騰の嵐の情勢下、有志が町の人々の生活と地域の経済発展を助成する目的で貯金頼母子会をつくり、毎月1口50銭宛を貯蓄し会員相互に融通する便を図ることを開始しました。

そして昭和25年4月中小企業組合法により信用組合に組織変更、昭和27年1月信用金庫法により信用金庫に組織変更し「能登信用金庫」に改称、会員だけではなく地域全体の経済を活性化させることを念頭に業務拡大を進めて参りました。その後、平成15年11月に「共栄信用金庫」と合併し、現在の「のと共栄信用金庫」となりました。

当金庫の営業地域は、本店所在地となる七尾市を中心に北は輪島市から南は野々市市まで、石川県中部地域に24店舗を展開しています。

石川県は縦に長い形状、南は白山国立公園を源とする手取川による肥よくな加賀平野、北は日本海に突き出た能登半島からなり、県都金沢は百万石の城下町で、歴史・文化の面影を残しつつ、近代的な街づくりも進んでいます。

本店所在地の七尾市においては和倉温泉を中心とした宿泊等観光・サービス業が盛んなエリアとなっています。平成27年には北陸新幹線の開業、七尾・氷見道路の開通により交流人口がますます増加しています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は当地の経済活動に大きな打撃を与え、5類に移行した現在、北陸経済調査の総括判断は「緩やかに持ち直している」とされているものの実感するまでには至っていません。

これに加えて中小企業が抱える課題は、慢性的な人材不足、資源価格の高騰、デジタル化など多岐にわたっており、当金庫としても、「本業支援」、「創業・事業承継支援」、「環境対策支援」を伴走しながら「金融を核としたサービス業」として地域経済の持続的な発展へのサポートに取り組んでいく思いであります。

さらに、令和6年1月1日に発生した能登半島地震、同年9月の奥能登豪雨により能登地域が受けた被害は甚大であり、これから本格化してくる復旧・復興に向けて、地域金融機関である当金庫に期待される役割は非常に大きいものと感じています。

当金庫がそれらの期待に応え、地域の中小・零細事業者および個人のお客様に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を提供し、地域の復旧・復興に向けて継続的に貢献していくためには十分な経営体力が必要となりますことから、当金庫は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第28条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関として資本支援を受けるべく、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫を通じ、資本支援の要請を行うことといたしました。

今後、当金庫は、財務基盤の充実強化を図ることにより、被災したお客様への支援を通じ、地域の復旧・復興ならびに地域経済の活性化に向け尽力して参る所存です。

1. 経営強化計画の実施期間

当金庫は、金融機能強化法附則第 28 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 5 年間を実施期間とする経営強化計画を実施いたします。

なお、今後経営強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく信金中央金庫を通じて金融庁に報告いたします。

2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

イ. 地域経済の現状

当金庫の主要な営業基盤である石川県七尾市は能登半島の入口に位置し、能登観光の拠点となる和倉温泉を有しており、宿泊・サービス業などの観光業が、主要産業の一つとなっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要が大きく減退し、また令和 6 年 1 月の能登半島地震、同年 9 月の奥能登豪雨を機に、人口減少、少子高齢化が急速に進みました。更に、人手不足、物価高騰の影響も重なり消費は弱く地域経済全体は停滞している状況であるものと思われれます。また、復興が進まないことから観光客の減少や風評被害も懸念されております。

一方で、復旧・復興関連工事等が進展し、復興需要は着実に改善しており、先行き見通しも緩やかに回復してくるものと考えております。

■当金庫店舗が位置する市町の概要

(単位：人、世帯、所)

	人口		世帯数 (R7.9.1)	事業所数 (R3.6.1)
	(R7.9.1)	R1.12.1 比増減		
石川県 七尾市	44,630	▲7,308	19,443	3,081
金沢市	454,008	▲9,917	209,516	24,881
羽咋市	18,786	▲1,654	8,043	1,050
輪島市	18,795	▲5,912	7,975	1,581
かほく市	35,505	672	13,712	1,614
野々市市	58,487	2,029	27,918	2,298
羽咋郡	27,234	▲3,777	11,448	1,431
鹿島郡	15,191	▲1,482	6,029	671
鳳珠郡	19,695	▲3,932	8,807	1,523
河北郡	62,433	▲967	25,558	1,881

(出所)石川県の人口と世帯(令和 7 年 9 月 1 日現在、令和元年 12 月 1 日現在)、令和 4 年石川県統計書の概要

■石川県内の観光入り込み状況

(単位：千人)

	令和1年	令和5年	令和6年	R1比増減	R5比増減
石川県全体 観光入り込み客数	24,899	21,538	18,863	▲24.2%	▲12.4%
うち能登地域	7,681	6,273	2,841	▲63.0%	▲54.7%
和倉温泉宿泊者数	760	594	87	▲88.5%	▲85.3%

(出所) 統計からみた石川県の観光 (令和元年、令和6年)

ロ. 新型コロナウイルス感染症の影響

宿泊・サービス業を主要産業としている能登地域では、新型コロナウイルス感染症の発生とともに人の流れが止まり、地域経済に与える影響は大きいものがありました。

当金庫としましては、企業の資金繰り把握からの融資等支援に積極的に努め、事業継続を優先とした営業活動を実施してきました。しかしながら、返済原資確保の見通しが厳しい中で資金応需した企業の中には、回復までに時間がかかり思うように売上が伸びず返済猶予、倒産に至る企業も一部出てきています。

また、行動制限からの経済活動の変化もあり、これまでの事業からの転換を迫られた企業もありました。

ハ. 能登半島地震等の影響

新型コロナウイルス感染症の5類移行により徐々にその影響が落ち着き回復に向かいつつあった中、令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、未曾有の自然災害となり、人的被害のほか、地域の社会インフラを含め多くの生産拠点や設備・住宅に大きな被害をもたらしました。人口の流出からマーケット縮小と過疎化が急速に進み、能登地域に拠点を置く事業者においては、今後の見通しが立たず、また、以前からの課題である後継者不在から事業廃業を選択する取引先もあります。

当金庫の主要な営業基盤である和倉温泉の被害は大きく、解体や護岸工事から進めていくと復旧・事業再開までには相当の期間がかかるものと思われれます。一方で、復旧・事業再開までに要する期間が長いほど、観光地としてのイメージ低下の懸念もあります。

当金庫としましては、その間の事業継続を支え、事業再開に向けた支援に取り組んでいく方針です。当金庫は、令和7年10月1日現在で和倉温泉旅館協同組合に加盟する20旅館のうち半数以上と融資取引があり、当金庫がメインバンクを務めるのが8旅館、そのうち4旅館が営業再開済み、2旅館が令和8年中、2旅館が令和9年以降の営業再開を予定しています。

さらに、令和6年9月には奥能登豪雨による被災で、震災復旧の途上にさらなる被害を受けた事業者もあり、早期の復旧に向けては地域を挙げた協力が必要な状況です。

二. 当金庫の基本的な取組姿勢

当金庫は、取引先、地域の業況等把握に努め、円滑な資金供給に取り組んで参ります。また、取引先や地域と同じ目線に立ちあらゆる手段を活用して課題解決に取り組む、支援していきます。そのためには、官と民や、民間同士をつなぐ役割のもと仲介機能を発揮し、スピード感ある復興に尽力したいと考えています。

主になりわい補助金等申請支援、事業承継支援、販売先のマッチングなどの仲介により事業者の付加価値が高まる経営支援サービスを積極的に提供して参ります。販売先のマッチングに関しては、同じ能登に本店がある興能信用金庫と復興支援での業務提携を令和6年12月に提携し、現在、休眠預金を活用した事業を共同で進めています。

取引先に事業を続けていただくことが地域経済の復興につながります。これらの実現に向けて汗をかき支援することが地域金融機関の役割であり、信用金庫の存在理由と考えます。

また、当金庫の「経営理念」は「基本理念」と「行動指針」で構成され、70周年に際して、新しい信用金庫を目指すために制定されました。

のとしんの基本理念、行動指針の底に流れているものは、人と人とのかかわり合いを大切に作る心であり、相手の身になって考えることを生きがいとする心であり、のとしんの役職員一人ひとりが、地域社会やそこに住むすべての人々に支えられていることを深く認識し、基本理念、行動指針の「心」のもと、それぞれが力を合わせ、役割や責任を果たして行きたいと考えていくものとなっています。

これらの経営理念に則る経営を全うして参ります。

■当金庫の基本理念

心

基本理念

人びとの幸せと

郷土の繁栄をねがい

すばらしい^{あした}未来を実現するために

若さと誠意と情熱をもって

たゆみなく前進します

■当金庫の行動指針

「心を大切にする」ところ

行動指針

まごころで接しよう	そこに信頼が芽ばえる
笑顔でつつもう	みんなが心豊かになる
思いやりをもとう	まわりに幸せが広がる
創意をみがこう	そこに活力が生まれる
チャレンジしよう	そこにこそ未来が開ける

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

(1) 組織体制（本部・営業店）

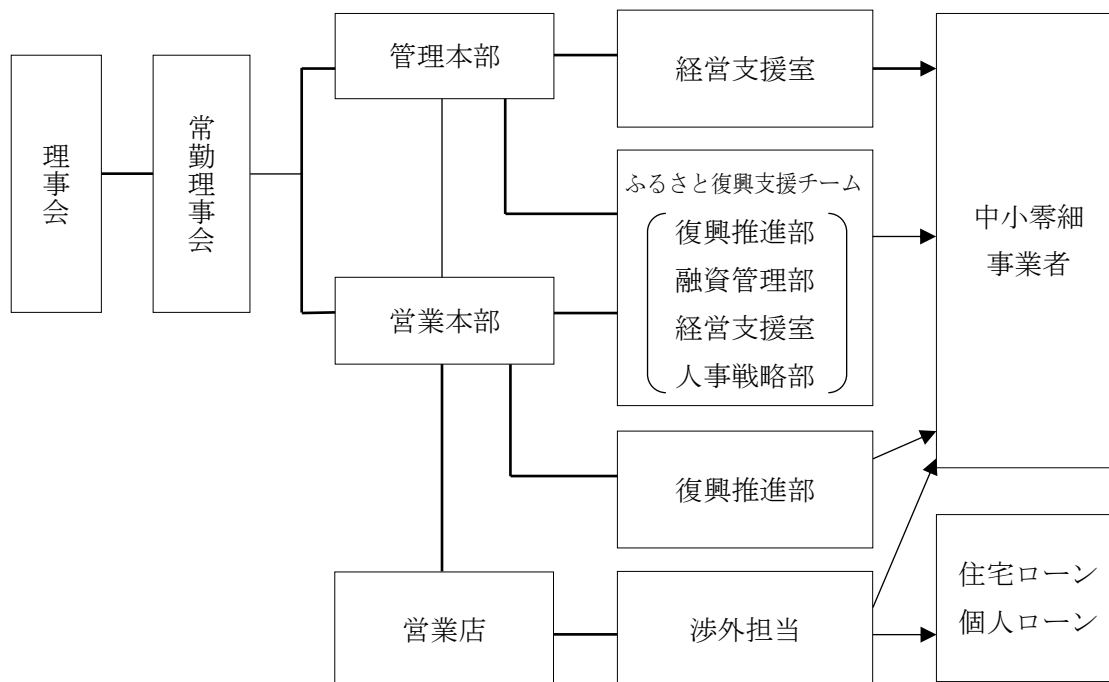
当金庫では、新型コロナウイルス感染症、能登半島地震、奥能登豪雨による被害を受けて業績が悪化しているお客様に対し、これまで以上に復興支援を進めることを目的とした支援体制を以下のように整え、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための取組みを強化しております。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様の金融支援・事業支援を行うため、本部組織として経営支援室を設置しました。また、営業店・関連本部が一同に集い情報共有を行う場「疾風勁草会議」を立ち上げ、各部が連携して課題解決支援策を検討・提供して参りました。

また、能登半島地震後、地域創生業務に取り組んできた「ふるさと創生部」を「復興推進部」に改組し、復興の専担部署としての位置づけを明確化しました。復興推進部が中心となって、被災した方々の資金繰り相談や各種補助金の申請を支援して参りました。

併せて、令和6年能登半島地震に係る被災者の生活再建に向けた支援パッケージが公表されたことを受け、当金庫としても、本支援策を最大に活用しつつ、お客さまの生活と生業の再建への支援を通して、ふるさと能登の復興に集中的に取り組むため、本部各部および全営業店の横断的な組織として「ふるさと復興支援チーム」を発足いたしました。

■震災復興支援体制（令和6年4月1日以降）



(ロ) 相談窓口

当金庫は、令和2年2月から、全営業店に「新型コロナウイルス等の相談窓口」、「休日相談窓口」およびフリーダイヤルを設置し、多くのお客様の相談に対応できるよう体制を整備いたしました。

また、令和6年能登半島地震の発生翌営業日から、甚大な被災地であり一時的に臨時休業を強いられた輪島支店を除く全営業店に、「令和6年能登半島地震の災害等による相談窓口」およびフリーダイヤルの設置（輪島支店にも営業再開後に設置）、また、奥能登豪雨発生時においても翌営業日から「能登豪雨の災害等による相談窓口」およびフリーダイヤルを設置し、被災した多くのお客様の相談に対応できるよう体制を整備いたしました。

(ハ) 融資相談への弾力的な対応

当金庫では、被災者の方々の金融支援に取り組むため、全営業店に相談窓口を開設し、復旧・復興の資金需要に対応するための商品発売を行うとともに、返済の一時停止、条件緩和、手数料の減免等弾力的な対応を積極的に実施してきました。

今後とも地域の皆様に円滑な金融仲介を行い、早期の復旧・復興を後押しするため、お客様からの様々な相談に応じられるよう、「ふるさと復興支援チーム」が中心となった支援を実施し、タイムリーな情報提供を行い顧客支援に努めております。

また、個人のお客さまに対しては、資産形成のための「あながとセミナー」を開催し、生活再建に向けた相談支援を実施いたしました。

(二) 人材育成

当金庫では、新型コロナウイルス感染症発生以降、取引先の状況把握からの課題発掘、そして課題解決のための提案、支援を積極的に行うため、補助金等の申請支援トレーニー制度を実施してきました。

能登半島地震後においては、主になりわい補助金制度の研修および申請支援の指導を行っております。そうした人材が取引先に対して、なりわい補助金制度の案内や補助金申請の支援等の支援実績が積み上がってきており、被災事業者の復旧・復興に向けた後押しに取り組んでおります。

エリア担当者の設置および専担によるOJTの実施など人材育成に取り組んでいます。そうした人材が被災者の生活再建に向けた相談に乗り、金融等支援に取り組んでおります。

ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

当金庫は、これまでも中小規模の事業者に対する円滑な信用供与に積極的に取り組んで参りました。

地域の復旧・復興に向けた中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況等について、融資管理部・経営支援室が各営業店における実績等を取りまとめ全役職員に通知することとしております。

また、融資管理部は、大口与信先に対する信用供与の実施状況をALM委員会と協議し、常勤理事会の承認を得るとともに、常勤理事会で決議された指示事項を当該営業店に通知することとしております。

経営強化計画に掲げた各種施策等の取組みについても、総合戦略部が取りまとめ、定期的に理事会等において進捗状況の管理を徹底し、施策の取組みが十分でないと認められる場合には、理事会等から担当部門に対して、要因分析および具体的な対応策の検討・企画立案を指示することといたします。

さらに、当金庫は、信金中央金庫が策定する経営強化指導計画にもとづき、経営強化計画の実施状況や当金庫の財務の状況等を信金中央金庫あて報告するとともに、経営強化計画の実施に資する指導および助言を受けることとなります。

ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

(イ) 経営者保証ガイドラインに関する措置

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分

に踏まえ、お客様からの借入・保証債務の整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。

また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めて参ります。

■経営者保証に関するガイドラインへの取組み（令和7年3月末現在）

（単位：件）

	令和5年度	令和6年度
新規に無担保で融資した件数	831	817
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	27.59%	30.08%
保証契約を解除した件数	28	17
ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り）	0	1

(ロ) 動産担保ローン（ABL）の取扱い

当金庫では、地域経済の発展および地域金融の円滑化を図るため、お客様の資金繰りをサポートし、中小零細事業者の事業発展に向けて、資金調達手段の多様化を図るべく、動産担保ローン（ABL）を提供しております。

当金庫としましては、今後も更なる地域への円滑かつ適正な資金供給と金融サービスの提供の充実を図るべく、既存商品の提供および新商品の開発に積極的に取り組んで参ります。

■動産担保ローン（ABL）の取扱状況（令和7年3月末現在）

（単位：件、千円）

	太陽光	機械	肥育牛	計
実行件数	72	17	2	91
実行金額	758,374	21,304	406,750	1,186,428

(ハ) 石川県信用保証協会との連携

コロナ禍で県内中小企業・小規模事業者の経営が大きく変化しており、地域経済にとって事業継続を諦められてしまうことが最大のリスクであると捉え、地域の課題を地域全体として解決していくために関係機関との認識共有が重要であることから、石川県信用保証協会と石川県内4信用金庫間で令和3年以降ラウンドテーブルを通じて情報連携を行ってきたほか、信用金庫職員を信用保証協会に半年程度派遣する事業者支援トレーニー制度を実施するなど、役員から職員まで重層的な関係を構築しています。

事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、石川県信用保証協会と連携し資金繰り支援、本業支援（創業支援、経営改善支援、事業再生支援、事業変革支援）等、金融の円滑化に努めています。

加えて、石川県信用保証協会の制度である「専門家派遣制度」を活用し、お客様の売上・集客の増加や事業計画の策定、ホームページ・SNS のアクセス増加、生産性の向上等といった多様なニーズに対応できる態勢を構築しております。

また、石川県信用保証協会が女性経営者の支援に向けて立ち上げたチームである「エコート」を積極的に活用することで、女性創業者および女性経営者、また、女性の視点を事業に取り入れたい事業者を支援して参ります。

(3) 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況および新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

イ. 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況

(イ) 新型コロナウイルス感染症の影響および能登半島地震の被災状況に係る調査・結果

当金庫は、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念され、優先的に伴走支援や事業継続のサポートを行う必要があると判断したお取引先を「期中支援先」として抽出し、営業店と本部が連携し支援に取り組みました。

能登半島地震の発生後は、従来の中支援先の対象に加え、被災影響がより大きく伴走支援が優先的に必要な先を「事業再生支援先」として抽出しました。事業再生支援先に対しては、営業店と本部で情報を共有しながら、お取引先の経営改善・事業再生のための各種本業支援・指導・モニタリング等を集中的に継続実施して参ります。

■事業再生支援先の状況（令和7年3月末現在）

（単位：先、百万円）

	事業再生支援先	うち経営改善支援先
先数	92	45
融資残高	11,735	6,049

■能登半島地震の被災状況（令和7年3月末現在）

（単位：先）

	被災先数	被災内容の内訳			
		損壊	再開	休業	廃業
七尾市	694	587	665	17	12
志賀町	212	166	205	1	6
輪島市	127	125	97	20	10
穴水町	48	46	38	2	8

(ロ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者および能登半島地震の被災者からの申し出により約定弁済の一時停止および条件変更をした実績

当金庫は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に加えて、令和6年能登半島地震および奥能登豪雨の未曾有の自然災害の影響を踏まえ、事業者等の資金繰り支援を喫緊の課題とし、貸付条件変更等の申込みに対して迅速かつ柔軟に取り組んでおります。

具体的には、新型コロナウイルス感染症や能登半島地震に起因した「返済金額の軽減処置先」および「元金償還の一定期間の据置先」の自己査定においては、1年間の元金据置等を最大3年間許容することとし、お客様の条件変更が必ずしも条件緩和債権に該当しないよう対応しました。

なお、条件変更にかかる手数料についても、お客様の状況を鑑み一定期間全額免除することとしてきました。

引き続き、事業者の円滑な事業継続に向けて、きめ細やかな支援を行って参ります。

■貸付条件変更等を実行した貸付債権数（令和2年3月10日～令和7年3月31日）

（単位：件）

	中小企業	住宅資金
貸付条件の変更等を実行した貸付債権の数	5,810	92
うち新型コロナウイルス感染症、能登半島地震等の影響によるもの	1,499	7

(ハ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者および能登半島地震の被災者に対する信用供与の実績

当金庫は、「新型コロナウイルス感染症等相談窓口」や「令和6年度能登半島地震の災害等による相談窓口」等を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響があったお取引先や能登半島地震で被災したお取引先からの金融相談を広く受け付け、円滑かつ迅速な信用供与に取り組んで参りました。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたお客様支援の一環として、営業店の渉外担当者および融資担当者がお客様を訪問し、影響度合いをよくヒアリングした上で、事業者毎に適した制度融資の説明を実施するなど、復興に向けた円滑な資金供給に努めております。

「セーフティネット保証（4号・5号）」や「危機関連保証」および石川県制度融資（経営安定支援融資）等の制度融資の内容を役職員が十分に理解できるよう研修を実施し、他店の取組状況も共有することで、事業者に丁寧な説明ができるよう態勢構築を図って参りました。

今後におきましては、中小零細事業者への円滑な信用供与による震災復興を図るため、引き続き情報の共有化に努め、復興および地域経済の活性化に向けて積極的な資金供給に努めて参ります。

■コロナ関連融資（令和7年3月末現在）

（単位：件、百万円）

	実行（累計）		条件変更（累計）	
	件数	金額	件数	金額
事業資金	3,100	43,402	162	1,979
うち保証協会付	2,955	39,866	162	1,979
消費資金	161	213	0	0

■能登半島地震関連融資（令和7年3月末現在）

（単位：件、百万円）

		実行件数	実行金額
事業資金		635	9,004
	うち保証協会付	596	7,451
消費資金	住宅ローン	233	1,405
	その他	381	782

ロ. 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

(イ) 営業店機能の維持・強化と見直し

当金庫では職員数が減少する中、効率的な業務運営を行うべく、本店営業部を除く全店で昼休業を導入しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えるべく、全支店に消毒液・窓口にアクリルパネルを設置し、感染防止対策を徹底することで、お客様に安心して来店いただける環境作りを行いました。

営業担当者においては、マスク着用の義務化と消毒液の常備等により、徹底した感染防止策を講じることで、渉外活動を継続して参りました。

今後におきましては、営業店機能の維持・強化を図りながら、本部各部および全営業店の横断的な組織「ふるさと復興支援チーム」を中心に、令和6年度能登半島地震により被災しましたお客様の生活と生業の再建を支援して参ります。

(ロ) お客様への相談窓口の周知

当金庫では、新型コロナウイルス感染症、令和6年度能登半島地震および奥能登豪雨の際に相談窓口やフリーダイヤルを設け、多くのお客様の相談に対応できるよう体制を整備のうえ周知を図りました。

今後におきましては、震災復興その他の多岐にわたる課題解決に向け、お客様からの相談に応えられるよう取り組んで参ります。

(ハ) 新商品の開発・提供

・ のとしん課題解決支援ローン「疾風勁草」の取組み

当金庫は、長引くコロナ禍などの影響を受けながらも、自らの課題解決や事業価値向上に果敢に挑戦するお取引先を支援するため、のとしん課題解決支援ローン「疾風勁草」ならびに営業店と本部による支援者会議「疾風勁草会議」の取組みスキームを開始しました。

これは営業店と本部が連携した本業支援を行うことにより、お取引先の課題解決を目指し、その経営改善、事業安定に寄与することで持続的な地域経済の発展に資することを目的としています。本業支援メニューは事業承継支援、新商品・サービス開発、補助金申請支援、販路開拓支援、人材活用支援、経営改善計画策定支援、SDG s 活用支援などで、外部専門機関も交えて課題解決に取り組み、持続可能なビジネスモデルの構築を支援いたします。

疾風勁草とは、苦難の時ほどその人の真価がわかるという意味の中国故事であり、当金庫が地域やお客様の苦難の時にこそ地域金融機関としての真価を発揮し、地域で一番頼りにされる存在でありたいということを理念として継続的に取り組みたいと考えます。

今後におきましては、復旧・復興の各段階に応じた融資商品等の提供に取り組んで参ります。

・ 懸賞品付き復興応援定期預金の取組み

令和6年1月1日に発災した能登半島地震は、地元経済にも大きな打撃を与え、社会全体で被災地の復旧・復興支援を実現させなければなりません。

そこで、被災地域の事業者の商品を懸賞品とした懸賞品付き定期預金を復興応援定期預金として発売し、被災事業者の救済と災害復興の一助として取り組んでおります。

また、復興までは相当期間を要するため、当商品の取扱いについては、1回限りとせず、年2回発売し、複数年度にわたり継続して取り扱うことで、できる限り多くの事業者を支援して参ります。

(ニ) 事業支援

当金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客様に対して、「新型コロナウイルス感染症拡大に係る事業者アンケート」を実施し、その後も一定の頻度での面談を継続することによって、実態把握に努めて参りました。

また、能登半島地震後は、ふるさと復興支援チームや復興推進部が中心となり、事業者の各種課題解決に取り組んでおります。

与信取引先や一定の業種に限定せず、当金庫との与信取引のない事業者に

についても訪問等により面談を実施し、きめ細やかな実態把握に努めることで、以下の事業支援に対応して参ります。

・販路拡大支援

お客様の販路拡大について、信金中央金庫が提供する「しんきんコネクト」の利用促進や、全国の信用金庫と連携した商談会の開催等を通じて、全国の信用金庫のネットワークを活用した支援を実施しております。

今後におきましては、同じ能登地域に本店を構える興能信用金庫と連携し休眠預金を活用した事業に取り組むなど、お取引先の事業継続および成長につながる販路拡大支援に取り組んで参ります。

・補助金支援

当金庫は、コロナ禍の影響を受けたお取引先に対し、新分野への事業展開を支援する国の「事業再構築補助金」の申請支援を積極的に行って参りました。その結果、北陸三県の信用金庫では最も多い採択実績をあげることができました。

お取引先の課題解決に向け、申請時から事業計画の策定をサポートし、事業の回復を促してきたもので、今後も継続的に取り組んで参ります。

■事業再構築補助金の取組み（令和7年3月末現在）

（単位：件、%）

	採択件数	シェア
石川県内申請分	1,049	100.0
うち当金庫支援先	89	8.4

令和6年能登半島地震により被害を受けた事業者の施設・設備の復旧・整備を支援する「石川県なりわい再建支援補助金」の情報提供や申請の支援に取り組んで参りました。その結果、令和7年6月末現在で176件の申請、交付決定が33件となっており、引き続き事業者の早期再建に向けて積極的に取り組んで参ります。

また、小規模事業者・中小企業者の再建、販路開拓を支援する「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」「中小企業者持続化補助金（災害支援枠）」等についても、令和7年6月末現在で91件の申請、交付決定が66件となっており、こちらについてもより強化して取り組んで参ります。

■なりわい補助金および持続化補助金の取組み（令和7年6月末現在）

（単位：件）

	申請（予定含む）	交付決定
なりわい再建支援補助金	176	33
小規模事業者・中小企業者持続化補助金（災害支援枠）	91	66

(ホ) 二重債務問題への対応（能登半島地震復興支援ファンドの活用等）

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、能登半島地震の被害を受けたお客様の中には、既存の債務と、震災後の事業や生活の再建に向けた新たな債務を負う、いわゆる二重債務問題が生じております。

二重債務問題に悩まれているお客様に対しては、以下の事項に取り組んで参ります。

・官民連携による「能登半島地震復興支援ファンド」の活用

新型コロナウイルス感染症および能登半島地震による被害により過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）および独立行政法人中小企業基盤整備機構が石川県や地域金融機関等と設立した「能登半島地震復興支援ファンド」について、その特性を考慮の上、対象となるお客様に事業再生の機会をご提供できるよう、活用を検討して参ります。

■能登半島地震復興支援ファンドの取組み（令和7年9月末現在）

ファンドによる買取件数	2件
当金庫が譲渡した債権額	96,644千円

・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの活用

能登半島地震および奥能登豪雨等の影響で住宅ローンや事業性ローンのご返済にお困りの個人のお客様については、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することで、一定の要件のもと、既往債務の免除・減免を受けることができます場合があります。

当金庫では、震災の被害を受けられた個人のお客様の生活再建に向けて、ご返済の猶予や「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」などの相談に柔軟に対応して参ります。

■ガイドラインの取組み（令和7年3月末現在）

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」受付件数	27件
---------------------------------	-----

(ハ) 外部機関との連携強化

お客様の状況を総合的に勘案した上で、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働、石川県の「能登産業復興相談センター」や中小企業活性化協議会との連携のほか、石川県の再生ファンドである「能登半島地震復興支援ファンド」の活用を検討して参ります。

(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

イ. 創業または新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

当金庫は、平成 26 年 1 月、七尾市、七尾商工会議所および日本政策金融公庫の 4 機関で「業務提携・協力に関する協定書」を締結し、創業支援に係る官民一体となったワンストップ支援体制「ななお創業応援 カルテット」を設立しました。創業を思い立った初期段階から創業後のフォローまでの支援を実施し、当地域での創業を円滑化することで事業所減少に歯止めをかけることを目指しております。

これまでのカルテットによる支援活動を通じて令和 7 年 9 月 2 日現在で 126 件の創業実績が出てきておりますが、令和 6 年度能登半島地震以降の人口減少の進展に鑑みますと、地域経済の活性化に向けては創業および新事業開拓の重要性が一層高まっていることから、引き続き創業支援を強化して参ります。

ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

当金庫では、お客様の DX 化や GX 化といった課題を切り口とし、提携する専門家による助言や補助金申請の支援を実施しております。新規事業企画や新商品開発に際しては、「新事業促進補助金」や「小規模事業者持続化補助金」、「ものづくり補助金」といった各種補助金の活用を提案し、その後の伴走支援を実施しております。

お客様の販路拡大についても、信金中央金庫が提供する「しんきんコネクト」の利用促進や、全国の信用金庫と連携した商談会の開催等を通じて、全国の信用金庫のネットワークを活用した支援を実施しております。

また、お客様の人材活用ニーズにあたっては、首都圏の副業人材や兼業人材を活用することで支援を行って参ります。

能登半島地震により被災したお客様については、被災度合いに応じて「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」や「なりわい再建支援補助金」の申請に向け、石川県等のアドバイスも受けつつ、事業計画（収支計画含む）策定支援や、専門家の紹介等を通じた伴走支援を実施しております。

ハ. 早期の事業再生に資する方策

当金庫では、前記のとおり、ふるさと復興支援チームを設置し、事業再生支援先に対する経営改善計画の策定支援のほか、石川県が提供する「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」や「なりわい再建支援補助金」等も活用するなど、お客様の事業再生に向けた支援に取り組んでおります。

また、能登半島地震により被災したお客様について、復興推進部を中心に、被

災後の経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の定性面の実態把握に努め、事業再生に向けた取組方針を策定する態勢を構築いたしました。

今後におきましては、早期の事業再生が必要と認められるお客様について、事業再生に向けた計画の策定支援等に積極的に取り組み、必要に応じ能登半島地震復興支援ファンドの活用も検討して参ります。

二. 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当金庫のお客様である中小零細事業者の中には、高齢等の理由のほか、今般の能登半島地震および奥能登豪雨を契機に経営の代替わりを進めるなど、事業の承継を検討する先があると想定し、事業承継時に発生する税務面や法務面等の各種課題に対する支援を適切に行えるよう、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家と連携を図り、事業承継を支援できる態勢を構築して参ります。

また、石川県が運営する事業承継引継ぎ支援センター等とも連携し、石川県が提供するオープンネーム方式による第三者との事業承継マッチングに取り組むとともに、信用金庫業界専用のM&Aプラットフォーム「しんきんトランビプラス」を活用したマッチングにも積極的に取り組んで参ります。

そして、地元商工会議所等が開催する中小企業診断士による「事業承継に関する講座」等と連携を図るほか、当金庫独自の事業承継に関するセミナーの開催等も検討して参ります。

3. 信金中央金庫に引受を求める優先出資に関する事項

(1) 優先出資の金額・内容

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日（払込日）	令和8年3月31日（火）
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき5,000円（額面金額1口50円） 1口につき2,500円
4. 発行総額	9,600百万円
5. 発行口数	1,920,000口
6. 配当率 （発行価額に対する 年配当率）	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当 年率としての資金調達コスト ただし、日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいず れか低い方を上限とする。
7. 累積条項	非累積
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる 順序によりこれを行うものとする。 ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済 優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数 に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面 金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗 じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当 該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限 る。）。 ③ 前①および②の分配を行った後、なお残余があると きは、払込済普通出資の口数に応じて按分して会員 に分配する。 ④ 残余財産の額が前①および②の規定により算定され た優先出資者に対する分配額に満たないときは、優 先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する 口数に応じて分配する。

(2) 金額の算定根拠および当該自己資本の活用方法

イ. 必要資本額の根拠

令和7年3月末における当金庫の自己資本比率は12.26%であり、国内基
準に求められている4%を大きく上回っております。

しかしながら、当金庫の主要な営業基盤である石川県能登地域においては、令和6年能登半島地震の直接的または間接的な影響を受けたお客様、とりわけ当金庫の主要なお取引先である中小零細事業者は、かつてないほど厳しい状況に直面しております。こうした中、当金庫に協同組織金融機関として期待されている役割と責任は極めて重大であり、当金庫としては、それらを果たしていくため、なお一層の努力が必要であるとともに、円滑な金融仲介機能を発揮し、地域の面的再生に資するためには、強固な財務基盤を構築する必要があるものと認識しております。

また、特に和倉温泉の復興においては一定の期間を要することが予想され、長期化に伴い風評被害の懸念もあることから、当金庫としては、予防的に自己資本の増強を行い、将来にわたって適切かつ積極的な信用供与を行っていく態勢を早急に整えなければならないと認識しております。

具体的には、強固な財務基盤を背景に、能登半島地震からの復興に資する方策をはじめ、経営強化計画に掲げた方策を着実に実践し、また十分かつ円滑な資金供給を継続することを通じ、地域経済の再生・発展に貢献していかねばなりません。

そのために、被災者向け与信等に対して手当してきた42億円の貸倒引当金繰入に伴い毀損した自己資本を復元し、また、潜在的な信用リスクが将来的に顕在化しても十分な額の自己資本を確保できるよう、優先出資96億円の発行による資本支援を求めることといたしました。

なお、資本支援の金額については、コロナ関連融資が残存し金融債務の負担が大きい被災事業者に対する201億円の被災債権について、被災事業者の財務状況や保全状況を踏まえ検討しました。

このため、今般、96億円の資本増強により、能登半島地震の影響による信用リスクの更なる拡大等への耐性を高め、地域社会や経済環境の急激な変動にも耐えうる財務基盤を確保し、被災者支援をはじめとする金融仲介機能の発揮に万全を期して参ります。

ロ. 当該自己資本の活用方針

当金庫は、今般の資本増強により財務基盤の充実・強化を図り、経営の安定を確保することが可能となりますので、今後は、新型コロナウイルス感染症や能登半島地震の影響を受けた地域経済の再生に向け、当金庫の主要なお取引先である中小零細事業者をはじめとするお客様への十分かつ円滑な資金供給を積極的かつ継続的に実践して参ります。

また、経営強化計画を着実に実行していくことにより、地域の協同組織金融機関として、一日も早い地域の復旧・復興および地域経済の活性化に貢献して参ります。

4. 収益の見通し

令和8年3月期以降の決算につきまして、経営強化計画に基づく施策を着実に実施することで地域とともに発展し、収益力の維持・向上を着実に図って参ります。

具体的には、復旧・復興に伴う資金需要に応えることで、業務粗利益の安定確保に取り組んで参ります。一方、経費は物価上昇等を背景に増加する見通し、貸倒償却引当費用は毎期3億円～5億円程度の見通しとしています。以上により、当期純利益は、計画後半にかけて5億円台へと増加していく見通しとしております。

■収益の見通し

(単位：百万円)

	R7/3 実績	R8/3 見通し	R9/3 見通し	R10/3 見通し	R11/3 見通し	R12/3 見通し
業務粗利益	3,448	3,792	3,729	3,769	3,917	4,099
資金利益	3,814	3,910	3,661	3,658	3,813	4,002
役務取引等利益	157	173	166	159	152	145
その他業務利益	▲524	▲291	▲98	▲48	▲48	▲48
経費	2,907	2,952	2,963	2,977	3,032	3,070
コア業務純益	1,075	1,137	864	840	932	1,077
貸倒償却引当費用	121	383	550	550	550	300
一般貸引繰入	0	▲44	50	50	50	50
償却・個引繰入	395	510	500	500	500	250
経常利益	706	588	286	272	364	759
特別損益	▲33	▲20	▲20	▲20	▲20	▲20
当期純利益	432	328	186	176	241	517
その他利益剰余金	14,584	14,923	15,063	15,134	15,236	15,596

5. 剰余金の処分の方針

令和6年3月期は、能登半島地震の影響等により与信費用が増加し、3,859百万円の純損失を計上したことでその他利益剰余金が14,166百万円に減少しましたが、従前通り配当を継続しております。

令和7年3月期においては、当期純利益432百万円の計上により、その他利益剰余金が増加しました。当金庫創立110周年を迎えたことから、記念配当として配当率を増加させております。

引き続き、経営強化計画の着実な実践を通じて地域経済の再生を図っていく中で、収益力の維持・向上に努め、配当を実施・継続して参りたいと考えております。

こうした取組みの結果、令和18年3月期末において、当期純利益は572百万円程度まで増加し、その他利益剰余金は18,198百万円程度まで積み上がると見込んでおります。

6. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制および今後の方針

イ. ガバナンス体制

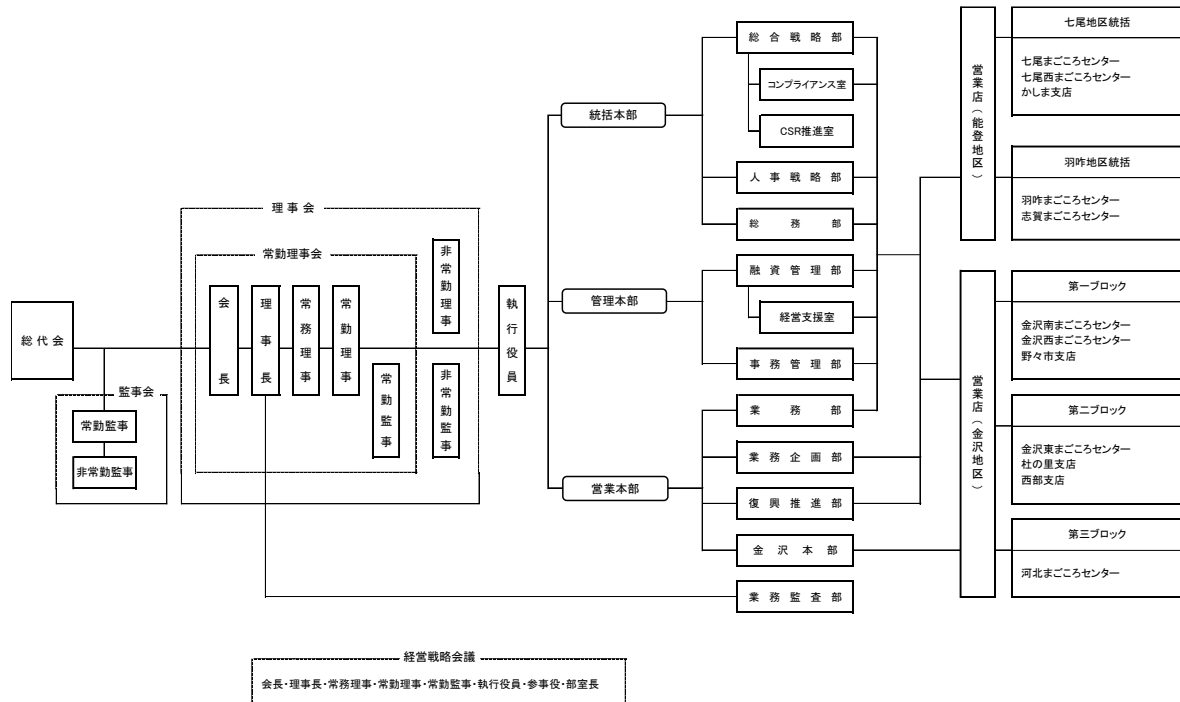
当金庫では、経営全般を管理・監督する機関および重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事 6 名と非常勤理事 3 名で構成する理事会を設置しております。なお、理事会には、業務執行に係る監査の一環として、常勤監事 1 名および員外監事を含む非常勤監事 2 名も出席しております。

また、常勤役員および幹部職員で構成する経営戦略会議を設置し、各本部からの審議・報告事項が付議され、必要に応じ常勤役員から指示を行うこととしております。

当金庫は、業務の健全性および適切性を確保するための体制整備がもっとも重要であると考え、「内部管理基本方針」を定めております。この基本方針のもと、「コンプライアンス基本方針」「リスク管理の基本方針」「自己資本管理方針」「お客様本位の業務運営に関する取組指針」「個人情報保護方針」および「反社会的勢力に対する基本方針」等を制定し、また各種規程・要領を整備した上で、これらの重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営および適切な経営管理態勢の確保に努めております。

日常的な業務運営においては、常勤理事および常勤監事で構成する常勤理事会を毎週月曜日に開催して、業務執行に係る検討および必要な決議を行い、健全かつ適切な運営の確保に努めております。さらに、大口先に係る融資や金庫経営における重要事項については、常勤理事と非常勤理事で構成する理事会を開催し、審議しております。今後におきましても、内部管理基本方針等に沿って、業務の健全かつ適切な運営の確保に努めて参ります。

■組織図（令和7年10月1日現在）



□ 経営強化計画の進捗管理

本経営強化計画につきましては、理事会において決定し、その実施状況を定期的に検証していくこととし、資本参加制度の趣旨に沿って公的資金を有効に活用して参ります。

経営戦略会議にて経営強化計画に係る施策の実施状況を管理するとともに、取組みに関して十分でないと思われる場合は、その要因分析と対応策の立案を各部門に指示することとしております。

経営強化計画の実践にあたりましては、経営戦略会議を主体に PDCA サイクルを回していくこととなりますが、その最高責任者は理事長であり、また理事長の補佐として常勤理事が責任をもって推進していくこととし、実行性の確保に努めて参ります。

(2) 法令等遵守態勢（内部通報制度を含む。）および今後の方針

当金庫は、法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」と「コンプライアンス行動基準」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に定めた手引書である「コンプライアンス・マニュアル」と、それを実践するための「コンプライアンス・プログラム」を策定しております。

また、当金庫では、統括本部長を委員長とし本部各部長で構成するコンプライアンス委員会を毎週火曜日に開催し、問題点を把握するとともに、改善のための施策を検討しております。検討結果につきましては、常勤理事会に報告するとともに各部門にも周知し、コンプライアンスの徹底に努めているほか、コンプライアンスの重要性を十分認識し、年度毎のコンプライアンス・プログラムに沿った各種施策の実施により、意識の醸成を図っております。

さらに、公益通報者を保護するための制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部門の上司を介さず、直接コンプライアンス室の管理者および顧問弁護士に通報・相談を行うことができる受付窓口を設置しております。今後におきましても、法令等遵守を徹底して参ります。

(3) 業務執行に対する監査または監督の体制および今後の方針

イ. 内部監査体制

当金庫では、監事監査および業務監査部における内部監査により、業務執行に対する監査を行い、経営の健全性の維持・向上に努めております。

監事につきましては、理事の業務執行の適切性を確保するために、常勤1名、非常勤2名を選任しております。監事は、理事会その他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、業務監査および会計監査を通じ判明した問題等について、必要な提言や勧告等を行っております。また、当金庫の内部監査部門である業務監査部と連携し、業務執行の適切性を検証した上で、その結果を理事会等に報告しております。

業務監査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄の組織としております。業務監査部は、「内部管理基本方針」「リスク管理の基本方針」に基づき制定している「監査規定」に則り、各部門における内部管理態勢、顧客保護等管理態勢、法令等遵守態勢およびリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。また、これらの結果については、本部各部と情報を共有し連携するとともに、全部門にも還元することで再発防止に努めております。今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図って参ります。

ロ. 外部監査体制

当金庫では、業務の健全性を確保するため、経営全般について会計監査人による定例的な監査を受けております。今後におきましても、業務執行の健全性を維持し、経営強化計画の実効性を高めるためにも外部監査を継続して受けて参ります。

なお、当金庫は、信金中央金庫が策定する経営強化指導計画にもとづき、経営強化計画の実施状況や当金庫の財務の状況等を信金中央金庫あて報告するとともに、信金中央金庫によるモニタリングを通じて経営強化計画の実施に資する指導および助言を受けることとなります。

(4) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）および市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびに今後の方針

当金庫は、相互扶助の精神のもと地域の繁栄を図る協同組織金融機関として、金融の円滑化等に取り組んでおりますが、各種業務執行に伴い発生する様々なリスクを正確に把握するとともに、金融情勢の変化に対応できるよう統合的にリスク管理を行い、健全性の確保と収益性の維持・向上を図っております。

なお、リスク管理については、「リスク管理の基本方針」にリスク・カテゴリーごとのリスク管理方針を定め、各種規程・要領を整備するとともに、リスクの状況を常勤理事会に報告する等、管理体制の整備・改善に努めております。

また、各種研修・勉強会等を通じて全役職員のリスク管理に対する高い意識を醸成し、適切なリスク管理体制を維持・強化するとともに、実効性の確保に努めて参ります。

イ. 信用リスク管理

当金庫では、信用リスク管理要領等を定め、それに基づく与信管理の徹底および審査体制の充実を図り、信用リスクの適正な把握とコントロール・削減に努めております。

具体的には、信用リスク管理手順書や担保不動産評価管理システムを基にした厳格な審査に努めております。また、当金庫の経営に大きな影響を及ぼす可能性がある名寄せ後総与信1億円以上の大口与信先や、延滞債権等の管理債権先については、常勤理事会において個別の取組方針を策定し、融資管理部・経営支援室がその進捗状況を常時管理し、常勤理事会にてその進捗状況を報告しております。

なお、営業店の目標設定や評価は業務企画部が担うことにより、審査と推進に係る組織上の分離を図りながら、適切な信用リスク管理を実現すべく態勢を構築しております。

今後におきましても、引き続きお客様の実態把握に努め、信用リスク管理の徹底に努めて参ります。

ロ. 市場リスク管理

当金庫では、市場リスクの適切な管理を図るため、統合的リスク管理要領に基づき、市場リスク管理要領および市場リスク管理手順等を定め、その態勢整備お

よびリスク管理の高度化に向け取り組んでおります。

また、具体的運用に当たっては、資金運用基準においてポジション枠、保有限度額、リスク限度、有価証券運用方針等を定めるとともに、四半期毎にリスク量の測定・分析を実施し、その結果を ALM 委員会、常勤理事会に報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる態勢を整えております。

今後におきましても、引き続きリスク管理の基本方針等に沿った運用を図るとともに、市場リスクの把握・コントロールに取り組み、市場リスク管理の徹底に努めて参ります。

ハ. 流動性リスク管理

当金庫では、流動性リスク管理要領を制定し、資金繰りの状況・見通しおよび資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握・管理することにより、流動性危機を想定した対応策を確立しております。

流動性リスク管理要領等では、短期間で資金化が可能な資産について支払準備資産として一定額以上保有することを定めております。

また、資金繰りの逼迫度区分に応じて、「平常時」、「懸念時」および「危機時」に区分し、それぞれの危機管理レベルにおける対応態勢も定めております。

今後におきましても、引き続き流動性リスク管理の徹底に努めて参ります。

二. オペレーショナル・リスク管理

当金庫では、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、その他リスク（法務、人的、有形資産、風評）に分類し、各リスクの管理方針および管理規程等を整備し、各リスクの状況を ALM 委員会において分析・検証を行ったうえ、半期に一度常勤理事会に報告する態勢を構築し、リスクの極小化および顕在化の未然防止に努めております。

また、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスの発生の都度、事務事故発生報告書を作成し発生原因の分析を行い、経営陣へ報告するとともに、事務事故発生事例として全部店に通知し周知することで類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。さらに、半期毎に事務事故の部店別、種類別等の集計を行い経営陣へ報告するとともに、結果を全部店に還元し更なる注意喚起を行っております。

今後におきましても、引き続き管理方針、規程等に沿った管理を継続して行うとともに、必要に応じ管理態勢の改善を継続的に図り、オペレーショナル・リスク管理の徹底に努めて参ります。

以 上

内閣府令附則第 50 条第 1 項第 2 号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

第110期（令和7年3月31日現在）貸借対照表

令和 7年 4月 25日 作成
令和 7年 6月 3日 備付

石川県七尾市檢物町35番地
のと共栄信用金庫
理事長 鈴木正俊

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	3,549 百万円	預金積金	338,033 百万円
預け金	72,760	当座預金	3,921
買入手形	—	普通預金	178,720
コールローン	—	貯蓄預金	225
買現先勘定	—	通知預金	1,085
債券貸借取引支払保証金	—	定期預金	146,452
買入金銭債権	1,305	定期積金	5,509
金銭の信託	—	その他の預金	2,119
商品有価証券	—	譲渡性預金	—
商品国債	—	借入金	268
商品地方債	—	借入金	268
商品政府保証債	—	当座借越	—
その他の商品有価証券	—	再割引手形	—
有価証券	89,753	売渡手形	—
国債	13,569	コールマネー	—
地方債	14,729	売現先勘定	—
短期社債	—	債券貸借取引受入担保金	—
社債	27,275	コマーシャル・ペーパー	—
株式	1,697	外国為替	—
その他の証券	32,482	外国他店預り	—
貸出金	182,516	外国他店借	—
割引手形	191	売渡外国為替	—
手形貸付	5,729	未払外国為替	—
証書貸付	158,949	その他負債	800
当座貸越	17,646	未決済為替借	113
外国為替	—	未払費用	248
外国他店預け	—	給付補填備金	0
外国他店貸	—	未払法人税等	49
買入外国為替	—	前受収益	14
取立外国為替	—	払戻未済金	25
その他資産	2,373	払戻未済持分	—
未決済為替貸	111	職員預り金	105
信金中金出資金	1,860	先物取引受入証拠金	—
前払費用	2	先物取引差金勘定	—
未収収益	277	借入商品債券	—
先物取引差入証拠金	—	借入有価証券	—
先物取引差金勘定	—	売付商品債券	—
保管有価証券等	—	売付債券	—
金融派生商品	—	金融派生商品	—
その他の資産	120	リース債務	112
有形固定資産	2,162	資産除去債務	10
建物	375	その他の負債	119
土地	1,503	賞与引当金	78
リース資産	97	役員賞与引当金	7
建設仮勘定	—	退職給付引当金	304
その他の有形固定資産	187	役員退職慰労引当金	116
無形固定資産	113	睡眠預金払戻損失引当金	3
ソフトウェア	85	偶発損失引当金	38
のれん	—	特別法上の引当金	—

リース資産	1	金融商品取引責任準備金	—
その他の無形固定資産	26	繰延税金負債	—
繰延税金資産	955	再評価に係る繰延税金負債	—
再評価に係る繰延税金資産	—	債務保証	4,104
債務保証見返	4,104	負債の部合計	343,756
貸倒引当金	△ 6,092	(純資産の部)	
(うち個別貸倒引当金)	(△ 5,167)	出資金	705
		普通出資金	705
		優先出資金	—
		優先出資申込証拠金	—
		資本剰余金	—
		資本準備金	—
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	15,320
		利益準備金	735
		その他の利益剰余金	14,584
		特別積立金	13,977
		(経営安定化特別積立金)	(—)
		当期末処理剰余金	607
		処分未済持分	△ 22
		自己優先出資	—
		自己優先出資申込証拠金	—
		会員勘定合計	16,002
		その他有価証券評価差額金	△ 6,258
		繰延ヘッジ損益	—
		土地再評価差額金	—
		評価・換算差額等合計	△ 6,258
		純資産の部合計	9,744
資産の部合計	353,501	負債及び純資産の部合計	353,501

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 20年～50年(税法基準の160%の償却率による) その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類したうえで、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上し、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、自己査定基準に基づき、融資管理部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部(資産査定部署)が査定結果を監査しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額(部分直接償却)しており、その金額は1,215百万円です。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
- | | |
|------------------------------------|---------------|
| ①年金資産の額 | 1,832,300 百万円 |
| ②年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 | 1,853,684 百万円 |
| ③差引額 | △ 21,384 百万円 |
- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月分）
0.2175 %
- (3) 補足説明
 上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円および別途積立金は113,239百万円であります。
 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金40百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されたため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 貸倒引当金 6,092百万円
 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 また、令和6年能登半島地震により発生した直接及び間接被害は地域産業に大きな影響を及ぼしており、債務者の実態等を合理的に判断できる範囲内において可能な限り自己査定に反映させております。
 なお、令和6年能登半島地震による影響は当分の間継続するものと仮定して見積もっております。当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,233 百万円
17. 子会社等の株式又は出資金の総額 10 百万円

18. 子会社等に対する金銭債務総額 60 百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 3,754 百万円

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債券は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,261百万円
危険債権額	11,082百万円
三月以上延滞債権額	18百万円
貸出条件緩和債権額	172百万円
合計額	15,535百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、191百万円であります。
22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- 有価証券 28,837 百万円
- 担保資産に対応する債務はありません。
- 上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金8,329百万円を差し入れております。

23. 出資1口当たりの純資産額 682円28銭

24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、その状況については定期的にALM委員会、常勤理事会に報告しております。

また、大口融資先の与信管理については常勤理事会および理事会に審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応

度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従って行われております。

このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、ALM委員会に定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和7年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で4,284百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	72,760	71,624	△ 1,135
(2) 有価証券	89,412	88,738	△ 674
売買目的有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	10,496	9,822	△ 674
その他有価証券	78,916	78,916	-
(3) 貸出金 (*1)	182,516	-	-
貸倒引当金 (*2)	△ 6,092	-	-
	176,423	175,884	△ 539
金融資産計	338,596	336,246	△ 2,349
(1) 預金積金 (*1)	338,033	335,756	△ 2,277
(2) 借入金 (*1)	268	290	21
金融負債計	338,302	336,047	△ 2,255

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利（TONA、スワップレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26. から27. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TONA、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(TONA、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	10
関連法人等株式(*1)	-
非上場株式(*1)	247
組合出資金(*2)	83
合 計	341

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

26 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算出した時価

【主な分類商品】上場株式、投資信託、国債等の取引市場に上場されている商品等で、取引量が活発なものを分類しております。

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

【主な分類商品】地方債、社債(上場企業等)等の、非上場であっても市場金利による割引等で時価を算定可能な商品や、取引市場に上場されているものの、取引量が活発でない商品などを分類しております。

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算出した時価

【主な分類商品】外国証券、投資信託等で、流動性が低いものや、信用スプレッドの重要性が高いものなど、算定にあたって用いる前提によって、時価が変動しやすい商品を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	-	-	1,305	1,305
金銭の信託	-	-	-	-
有価証券(その他有価証券)	19,079	56,378	3,457	78,916
うち株式	1,440	-	-	1,440
国債	9,846	-	-	9,846
地方債	-	12,554	-	12,554
社債	-	25,077	-	25,077
その他の証券	7,793	18,747	3,457	29,998
その他	-	-	-	-
金融資産計	19,079	56,378	4,763	80,221
デリバティブ取引	-	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-	-

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

当金庫では、時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債のうち、預け金、貸出金、預金積金、借入金等については、「金融商品の時価等に関する事項」の注記において、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を使用しているため、時価のレベルごとの内訳の開示の対象としておりません。

また、上記以外の時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債についても重要性が乏しいため、時価のレベルごとの内訳の開示を省略しております。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	2,382	28,000	7,500	12,800
有価証券	5,406	14,992	15,848	28,019
満期保有目的の債券	-	2,300	5,660	2,535
その他有価証券のうち満期があるもの	5,406	12,692	10,188	25,483
貸出金(*2)	26,089	64,924	45,699	25,927
合計	33,878	107,917	69,048	66,746

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	316,842	20,492	699	-
借入金	31	125	100	11
合計	316,873	20,617	799	11

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

- 27 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、28まで同様であります。

売買目的有価証券

該当なし

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,723	3,436	△ 286
	地方債	2,175	2,062	△ 112
	社債	2,197	2,099	△ 98
	その他	2,400	2,223	△ 176
	小計	10,496	9,822	△ 674
合計		10,496	9,822	△ 674

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	971	844	126
	債券	1,359	1,358	1
	国債	-	-	-
	地方債	927	926	1
	社債	432	431	0
	その他	5,318	4,762	556
小計	7,649	6,965	684	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	468	504	△ 35
	債券	46,117	50,951	△ 4,833
	国債	9,846	11,547	△ 1,701
	地方債	11,626	13,018	△ 1,391
	社債	24,645	26,386	△ 1,740
	その他	24,679	26,752	△ 2,073
小計	71,266	78,208	△ 6,942	
合計		78,916	85,174	△ 6,258

28 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	2,428	256	△ 76
債券	1,539	-	△ 286
国債	1,539	-	△ 286
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	5,815	185	△ 255
合計	9,784	442	△ 618

29 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	-	-

30 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	-	-	-	-	-

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、61,805百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが27,003百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	130百万円
退職給付引当金	86百万円
貸出金有税償却額	258百万円
貸倒引当金(有税額)	1,554百万円
賞与引当金	21百万円
その他有価証券評価差額金	1,775百万円
その他	247百万円
繰延税金資産小計	4,074百万円
評価性引当額	△3,119百万円
繰延税金資産合計	955百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産(負債)の純額	955百万円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.37%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は18百万円増加し、法人税等調整額は18百万円減少しております。

33 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 5百万円

第110期 [令和 6年4月 1日から
令和 7年3月31日まで] 損益計算書

令和 7年 4月25日 作成
令和 7年 6月 3日 備付

石川県七尾市松物町35番地
のと共栄信用金庫
理事長 鈴木正俊

科 目	金	額
経常収益		5,178,009 千円
資金運用収益	4,001,440	
貸出金利息	2,437,560	
預け金利息	381,264	
買入手形利息	—	
コールローン利息	—	
買現先利息	—	
債券貸借取引受入利息	—	
有価証券利息配当金	1,040,786	
金利スワップ受入利息	—	
その他の受入利息	141,829	
役務取引等収益	434,876	
受入為替手数料	146,253	
その他の役務収益	288,623	
その他業務収益	15,972	
外国為替売買益	—	
商品有価証券売買益	—	
国債等債券売却益	—	
国債等債券償還益	2,324	
金融派生商品収益	—	
その他の業務収益	13,647	
その他経常収益	725,718	
貸倒引当金戻入益	263,446	
償却債権取立益	10,108	
株式等売却益	442,433	
金銭の信託運用益	—	
その他の経常収益	9,730	
経常費用		4,471,328
資金調達費用	187,303	
預金利息	175,858	
給付補填備金繰入額	523	
譲渡性預金利息	—	
借入金利息	6,398	
売渡手形利息	—	
コールマネー利息	—	
売現先利息	—	
債券貸借取引支払利息	—	
コマースシャル・ペーパー利息	—	
金利スワップ支払利息	—	
その他の支払利息	4,522	
役務取引等費用	276,910	
支払為替手数料	53,296	
その他の役務費用	223,614	
その他業務費用	540,060	
外国為替売買損	—	
商品有価証券売買損	—	
国債等債券売却損	527,322	

国債等債券償還損	9,938	
国債等債券償却	—	
金融派生商品費用	—	
その他の業務費用	2,799	
経費	2,928,482	
人件費	1,679,433	
物件費	1,127,851	
税金	121,197	
その他経常費用	538,571	
貸倒引当金繰入額	—	
貸出金償却	395,792	
株式等売却損	91,134	
株式等償却	400	
金銭の信託運用損	—	
その他資産償却	6,169	
その他の経常費用	45,075	
経常利益		706,680
特別利益		28,829
固定資産処分益	28,829	
金融商品取引責任準備金取崩額	—	
その他の特別利益	—	
特別損失		62,002
固定資産処分損	3,517	
減損損失	58,484	
金融商品取引責任準備金繰入額	—	
その他の特別損失	—	
税引前当期純利益		673,507
法人税・住民税及び事業税		138,823
法人税等調整額		102,142
法人税等合計		240,965
当期純利益		432,541
繰越金(当期首残高)		174,632
積立金取崩額		—
当期末処分剰余金		607,174

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 11,544 千円
子会社との取引による費用総額 67,796 千円
3. 出資1口当たりの当期純利益金額 31円 3銭
4. 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
七尾市内	所有不動産	土地	951
鹿島郡内		土地	85
鳳珠郡内	事業用資産	土地	574
輪島市内		土地	1,721
羽咋郡内		土地	42,993
		建物	11,935
合計		動産	220
			58,484

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで

減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

5. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和 2年 3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。

剰余金処分計算書（案）

第110期（ 令和 6年4月 1日から
令和 7年3月31日まで ）

科 目	金 額
当期未処分剰余金	607,174,424 円
利益準備金限度超過取崩額	30,641,000
計	637,815,424
剰余金処分数額	470,577,741
利益準備金	—
普通出資に対する配当金	(年 3 %) 20,577,741
特別積立金	450,000,000
繰越金（当期末残高）	167,237,683

■単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

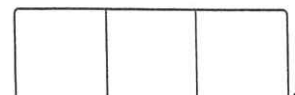
項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	15,598	15,982
うち、出資金及び資本剰余金の額	730	705
うち、利益剰余金の額	14,902	15,320
うち、外部流出予定額(△)	14	20
うち、上記以外に該当するものの額	△20	△22
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	886	925
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	886	925
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,485	16,907
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	98	113
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	98	113
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	98	113
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	16,386	16,794
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	140,949	130,405
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,664	6,525
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	147,613	136,931
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.10%	12.26%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

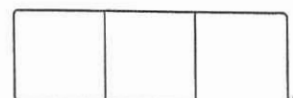
日計表 (資産勘定) (1/2)

店番					原会日	処理日	時 分
1442					7-12-31	8- 1- 4	11: 3
科 目	出件数	出金額	入件数	入金額	残高		
現 金	6,330	435,885,271	7,661	500,750,042	3,955,407,381		
(うち小切手・手形)	0	0	0	0	1,956,646		
外 国 通 貨	0	0	0	0	0		
金	0	0	0	0	0		
現 金	6,330	435,885,271	7,661	500,750,042	3,955,407,381		
預 け 金	0	0	0	0	80,769,295,627		
(うち信金中金預け金)	0	0	0	0	57,663,721,610		
譲渡性預け金	0	0	0	0	0		
預 け 金	0	0	0	0	80,769,295,627		
買 入 手 形	0	0	0	0	0		
コ ー ル ロ ー ン	0	0	0	0	0		
買 現 先 勘 定	0	0	0	0	0		
債券貸借取引支払保証金	0	0	0	0	0		
買 入 金 銭 債 権	0	0	0	0	1,138,889,250		
金 銭 の 信 託	0	0	0	0	0		
商 品 国 債	0	0	0	0	0		
商 品 地 方 債	0	0	0	0	0		
商 品 政 府 保 証 債	0	0	0	0	0		
その他の商品有価証券	0	0	0	0	0		
商 品 有 価 証 券	0	0	0	0	0		
国 債	0	0	0	0	15,892,828,338		
地 方 債	0	0	0	0	13,742,168,095		
短 期 社 債	0	0	0	0	0		
社 債	0	0	0	0	27,436,547,044		
(公社公団債)	0	0	0	0	9,467,781,296		
(金融債)	0	0	0	0	800,000,000		
(その他社債)	0	0	0	0	17,168,765,748		
株 式	0	0	0	0	510,613,600		
貸 付 信 託	0	0	0	0	0		
投 資 信 託	0	0	0	0	12,612,698,434		
外 国 証 券	0	0	0	0	18,519,606,301		
その他の証券	0	0	0	0	252,728,107		
有 価 証 券	0	0	0	0	88,967,189,919		
(うち金融機関貸付金)	0	0	0	0	8,220,000,000		
割 引 手 形	0	0	0	0	242,365,039		
手 形 貸 付	0	0	0	0	5,891,830,491		
証 書 貸 付	0	0	0	0	169,921,954,513		
当 座 貸 越	160	5,852,167	54	3,213,833	14,974,190,202		
貸 出 金	160	5,852,167	54	3,213,833	191,030,340,245		



日計表 (資産勘定) (2/2)

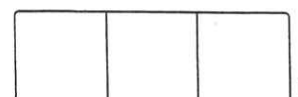
店番				期末日	処理日	時分
1442				7-12-31	8- 1- 4	11: 3
科 目	出件数	出金額	入件数	入金額	残高	
外国他店預け	0	0	0	0	0	
外国他店貸	0	0	0	0	0	
買入外国為替	0	0	0	0	0	
取立外国為替	0	0	0	0	0	
外国為替	0	0	0	0	0	
未決済為替貸	497	41,738,834	0	0	89,645,389	
信金中金出資金	0	0	0	0	1,860,600,000	
その他出資金	0	0	0	0	29,960,000	
前払費用	0	0	0	0	0	
未収収益	0	0	0	0	277,713,799	
先物取引差入証拠金	0	0	0	0	0	
先物取引差金勘定	0	0	0	0	0	
保管有価証券等	0	0	0	0	0	
金融派生商品	0	0	0	0	0	
金融商品等常人担保金	0	0	0	0	0	
リース投資資産	0	0	0	0	0	
仮払金	10	732,610	1	6,260	110,205,016	
その他の資産	0	0	0	0	55,712,389	
本支店勘定	0	0	0	0	0	
その他資産	507	42,471,444	1	6,260	2,423,836,593	
建 物	0	0	0	0	392,487,349	
土 地	0	0	0	0	1,503,264,761	
リース資産	0	0	0	0	97,004,918	
建設仮勘定	0	0	0	0	0	
その他の有形固定資産	0	0	0	0	211,993,954	
有形固定資産	0	0	0	0	2,204,750,982	
ソフトウェア	0	0	0	0	94,067,483	
の れ ん	0	0	0	0	0	
リース資産	0	0	0	0	1,623,380	
その他の無形固定資産	0	0	0	0	26,645,550	
無形固定資産	0	0	0	0	122,336,413	
前払年金費用	0	0	0	0	0	
繰延税金資産	0	0	0	0	955,064,999	
再評価に係る繰延税金資産	0	0	0	0	0	
債務保証見返	0	0	0	0	3,709,630,974	
貸倒引当金	0	0	0	0	-6,092,544,925	
(うち個別貸倒引当金)	0	0	0	0	-5,167,094,965	
その他の引当金	0	0	0	0	0	
資 産 計	6,997	484,208,882	7,716	503,970,135	369,184,197,458	
店 舗 数	0	0	0	0	24	
会 員 数	0	0	0	0	26,897	
常勤役員数	0	0	0	0	206	



日計表（負債勘定・純資産勘定）（1 / 2）

店番		期末日		処理日		時分
1442		7-12-31		8- 1- 4		11: 3
科 目	出件数	出金額	入件数	入金額	残高	
当座預金	0	0	0	0	3,926,649,992	
普通預金	3,180	183,297,542	781	77,703,862	180,630,094,649	
貯蓄預金	0	0	2	510,000	209,094,687	
通知預金	0	0	0	0	957,207,942	
別段預金	211	33,769,489	26	41,149,585	1,744,659,536	
納税準備預金	0	0	0	0	26,426,198	
小計	3,391	217,067,031	809	119,363,447	187,494,133,004	
定期預金	13	3,151,456	14	3,402,297	154,573,488,577	
定期積金	0	0	0	0	5,064,324,000	
小計	13	3,151,456	14	3,402,297	159,637,812,577	
非居住者円預金	0	0	0	0	1,101,000	
外貨預金	0	0	0	0	0	
小計	0	0	0	0	1,101,000	
預金積金	3,404	220,218,487	823	122,765,744	347,133,046,581	
譲渡性預金	0	0	0	0	0	
借入金	0	0	0	0	253,322,000	
当座借越	0	0	0	0	0	
再割引手形	0	0	0	0	0	
借入金	0	0	0	0	253,322,000	
売渡手形	0	0	0	0	0	
コールマネー	0	0	0	0	0	
売現先勘定	0	0	0	0	0	
債券貸借取引受入担保金	0	0	0	0	0	
ロマーシャル・ペーパー	0	0	0	0	0	
外国他店預り	0	0	0	0	0	
外国他店借	0	0	0	0	0	
売渡外国為替	0	0	0	0	0	
未払外国為替	0	0	0	0	0	
外国為替	0	0	0	0	0	
未決済為替借	0	0	1,207	81,217,934	166,192,211	
未払費用	0	0	0	0	246,993,387	
給付補てん備金	0	0	24	331,773	1,877,117	
未払法人税等	0	0	0	0	2,181,460	
前受収益	0	0	0	0	0	
未払諸税	0	0	16	481	58,069,098	
未払配当金	0	0	0	0	10,288,775	
払戻未済金	0	0	0	0	25,592,750	
払戻未済持分	0	0	0	0	13,926,500	
職員預り金	5	170,000	0	0	125,527,535	
先物取引受入証拠金	0	0	0	0	0	
先物取引差金勘定	0	0	0	0	0	
借入商品債券	0	0	0	0	0	

一般預金	329,485,369,529	公金預金	17,338,870,278	金融機関預金	308,806,774
預貸率	55.03%	預証率	25.62%	定期性預金	159,637,812,577
				その他預金	187,495,234,004



日計表（負債勘定・純資産勘定）（2 / 2）

店番		原公日		処理日		時分
1442		7-12-31		8-1-4		11:3
科 目	出件数	出金額	入件数	入金額	残高	
借入有価証券	0	0	0	0	0	
売付商品債券						
売付債券						
金融派生商品	0	0	0	0	0	
金融商品等受入担保金	0	0	0	0	0	
リース債務	0	0	0	0	83,943,768	
資産除去債務	0	0	0	0	10,615,582	
仮受金	7	7,142,625	930	7,510,396	60,002,559	
その他の負債	0	0	0	0	95,120	
本支店勘定	2,903	220,131,747	3,093	220,131,747	0	
その他負債	2,915	227,444,372	5,270	309,192,331	805,305,862	
代理業務勘定	1	239,080	0	0	0	
賞与引当金	0	0	0	0	78,214,335	
役員賞与引当金	0	0	0	0	0	
退職給付引当金	0	0	0	0	313,243,800	
役員退職慰労引当金	0	0	0	0	82,406,000	
その他の引当金	0	0	0	0	41,484,269	
特別法上の引当金	0	0	0	0	0	
繰延税金負債	0	0	0	0	31,150	
再評価に係る繰延税金負債	0	0	0	0	0	
債務保証	0	0	0	0	3,709,630,974	
負債計	6,320	447,901,939	6,093	431,958,075	352,416,684,971	
普通出資金	0	0	0	0	679,579,350	
優先出資金	0	0	0	0	0	
その他の出資金	0	0	0	0	0	
出資金	0	0	0	0	679,579,350	
優先出資申込証拠金	0	0	0	0	0	
資本準備金	0	0	0	0	0	
その他資本剰余金	0	0	0	0	0	
資本剰余金	0	0	0	0	0	
利益準備金	0	0	0	0	705,172,100	
特別積立金	0	0	0	0	14,427,580,160	
繰越金	0	0	0	0	167,237,683	
未処分剰余金	0	0	0	0	0	
その他利益剰余金	0	0	0	0	14,594,817,843	
利益剰余金	0	0	0	0	15,299,989,943	
処分未済持分	0	0	0	0	-6,548,750	
自己優先出資	0	0	0	0	0	
自己優先出資申込証拠金						
その他有価証券評価差額金	0	0	0	0	0	
繰延ヘッジ損益	0	0	0	0	0	
土地再評価差額金	0	0	0	0	0	
純資産	0	0	0	0	15,973,020,543	
負債及び純資産計	6,320	447,901,939	6,093	431,958,075	368,389,705,514	
期中損益	674	4,524,492	182	707,103	794,491,944	
合計					369,184,197,458	



日計表 (損失勘定) (1/2)

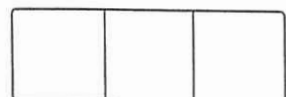
店番		期末日		処理日		時分
1442		7-12-31		8- 1- 4		11: 3
科 目	出件数	出金額	入件数	入金額	残高	
預 金 利 息	12	2,427	0	0	218,116,834	
給付補てん借金繰入	24	331,773	0	0	1,900,999	
預 金 積 金 利 息	36	334,200	0	0	220,017,833	
譲渡性預金利息	0	0	0	0	0	
借入金利息	0	0	0	0	2,944,079	
当座借越利息	0	0	0	0	0	
再割引料	0	0	0	0	0	
借用金利息	0	0	0	0	2,944,079	
売渡手形利息	0	0	0	0	0	
コールマネー利息	0	0	0	0	0	
売現先利息	0	0	0	0	0	
信託貸借取引支払利息	0	0	0	0	0	
コマースアルペーバー利息	0	0	0	0	0	
金利スワップ支払利息	0	0	0	0	0	
その他の支払利息	0	0	0	0	2,433,041	
報酬給料手当	0	0	0	0	1,088,004,275	
退職給付費用	0	0	0	0	119,167,391	
社会保険料等	0	0	0	0	132,301,698	
人 件 費	0	0	0	0	1,339,473,364	
事 務 費	0	0	0	0	417,769,632	
固定資産費	0	0	0	0	166,111,732	
事 業 費	0	0	0	0	102,539,564	
人事厚生費	0	0	0	0	33,876,166	
預金保険料	0	0	0	0	24,378,000	
有形固定資産償却	0	0	0	0	0	
無形固定資産償却	0	0	0	0	0	
物 件 費	0	0	0	0	744,675,094	
税 金	0	0	0	0	164,573,024	
支払為替手数料	1	6,260	3	501,098	38,511,082	
その他の支払手数料	0	0	1	150	7,807,547	
その他の投資取引等費用	4	440	1	15,162	152,115,532	
役務取引等費用	5	6,700	5	516,410	198,434,161	
外国為替売買損	0	0	0	0	0	
外国通貨売買損	0	0	0	0	0	
金 売 買 損	0	0	0	0	0	
商品有価証券売買損	0	0	0	0	0	
国債等債券売却損	0	0	0	0	225,955,364	
国債等債券償還損	0	0	0	0	224,599	
国債等債券償却	0	0	0	0	0	
有価証券借入料	0	0	0	0	0	
金融派生商品費用	0	0	0	0	0	
雑 損	0	0	0	0	2,923,927	
その他業務費用	0	0	0	0	229,103,890	
業 務 費 用 計	41	340,900	5	516,410	2,901,654,486	

日計表 (損失勘定) (2 / 2)

店番					期末日	処理日	時分
1442					7-12-31	8-1-4	11:3
科 目	出件数	出金額	入件数	入金額	残高		
貸出金償却	0	0	0	0	0		
株式等売却損	0	0	0	0	49,026,265		
株式等償却	0	0	0	0	0		
金銭の信託運用損	0	0	0	0	0		
その他資産償却	0	0	0	0	0		
退職給付費用	0	0	0	0	0		
その他の臨時費用	0	0	0	0	53,862,291		
臨時費用	0	0	0	0	102,888,556		
固定資産処分損	0	0	0	0	7		
減損損失	0	0	0	0	0		
その他の特別損失	0	0	0	0	0		
特別損失	0	0	0	0	7		
一般貸倒引当金繰入	0	0	0	0	0		
個別貸倒引当金繰入	0	0	0	0	0		
賞与引当金繰入	0	0	0	0	0		
役員賞与引当金繰入	0	0	0	0	0		
役員退職慰労引当金繰入	0	0	0	0	0		
金融商品取引引当金繰入	0	0	0	0	0		
その他の引当金繰入	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
引当金繰入等	0	0	0	0	0		
法人税等調整額	0	0	0	0	0		
損失計	41	340,900	5	516,410	3,004,543,049		
期中損益	674	4,524,492	182	707,103	794,491,944		
合計					3,799,034,993		
税金のうち法人税・住民税・事業税・配当利所得税の合計	0	0	0	0	113,557,572		

日計表 (利益勘定) (1/2)

店番					原公日	処理日	時 分
1442					7-12-31	8- 1- 4	11: 3
科 目	出件数	出金額	入件数	入金額	残高		
(うち金融機関貸付金利息)	0	0	0	0	38,221,839		
貸付金利息	0	0	3	107,024	1,892,405,781		
手形割引料	0	0	0	0	3,594,627		
貸出金利息	0	0	3	107,024	1,896,000,408		
預け金利息	0	0	0	0	315,632,838		
保護性預け金利息	0	0	0	0	0		
預け金利息	0	0	0	0	315,632,838		
買入手形利息	0	0	0	0	0		
コールローン利息	0	0	0	0	0		
買現先利息	0	0	0	0	0		
債券貸借取引受入利息	0	0	0	0	0		
有価証券利息配当金	0	0	0	0	897,367,149		
金利スワップ受入利息	0	0	0	0	0		
その他の受入利息	0	0	0	0	45,975,028		
(うち買入金融債権利息)	0	0	0	0	4,469,116		
受入為替手数料	159	1,382,781	128	72,600	114,043,797		
その他の受入手数料	457	2,744,501	46	11,069	221,833,509		
その他の役務取引等収益	17	56,310	0	0	10,075,739		
役務取引等収益	633	4,183,592	174	83,669	345,953,045		
外国為替売買益	0	0	0	0	0		
外国通貨売買益	0	0	0	0	0		
金 売 買 益	0	0	0	0	0		
商品有価証券売買益	0	0	0	0	0		
国債等債券売却益	0	0	0	0	0		
国債等債券償還益	0	0	0	0	1,346,971		
有価証券貸付料	0	0	0	0	0		
金融派生商品収益	0	0	0	0	0		
雑 益	0	0	0	0	2,626,228		
その他業務収益	0	0	0	0	3,973,199		
業 務 収 益 計	633	4,183,592	177	190,693	3,504,901,667		



日計表 (利益勘定) (2/2)

店番		期会日			処理日 時分	
1442		7-12-31			8-1-4 11:3	
科 目	出件数	出金額	入件数	入金額	残高	
償却債権取立益	0	0	0	0	11,191,242	
株式等売却益	0	0	0	0	276,254,572	
金銭の信託運用益	0	0	0	0	0	
その他の臨時収益	0	0	0	0	6,687,512	
臨時収益	0	0	0	0	294,133,326	
固定資産処分益	0	0	0	0	0	
負ののれん発生益	0	0	0	0	0	
その他の特別利益	0	0	0	0	0	
特別利益	0	0	0	0	0	
一般貸倒引当金戻入	0	0	0	0	0	
個別貸倒引当金戻入	0	0	0	0	0	
賞与引当金戻入	0	0	0	0	0	
役員賞与引当金戻入	0	0	0	0	0	
役員退職慰労引当金戻入	0	0	0	0	0	
金融商品取引責任準備金戻入	0	0	0	0	0	
その他の引当金戻入	0	0	0	0	0	
目的積立金目的取崩額	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
引当金戻入等	0	0	0	0	0	
法人税等調整額	0	0	0	0	0	
利益計	633	4,183,592	177	190,693	3,799,034,993	

